

電動化参入支援製品開発補助金募集案内（R5 年度補正）

1 電動化参入支援製品開発補助金の目的

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議（以下「推進会議」という。）では、県内の自動車関連産業に携わる企業が、完成車メーカーやTier 1メーカーの電動化関連の課題の解決に繋がる製品・生産設備の試作や開発を支援することで、県内企業の電動化分野への参入促進を図ります。

2 応募対象者

全ての条件に合致する者とします。

- ・北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議の会員であること。（入会金・年会費無料、随時入会可）
- ・自動車関連産業に携わる（意向を含む）企業であり、本社もしくは提案書に基づく技術開発を実施する工場・研究所等が福岡県内に所在すること
- ・完成車メーカーやTier 1メーカーの電動化関連の課題解決に取り組む者であること
- ・財務内容が著しく不健全でないこと
- ・税金等法律で義務付けられている経費を滞納していないこと
- ・事業主及び役員が暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

3 補助率、補助対象期間、補助限度額、補助対象経費及び採択予定件数

(1) 補助率、補助対象期間及び補助限度額

補助金の額は、下記のとおりとし、補助限度額は補助区分毎に次に掲げるとおり（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨て）とします。

補助対象事業	補助率	補助限度額
ニーズに基づく技術課題の解決に繋がる製品・生産設備の試作や技術開発の具現化に要する以下の経費 ・ 必要な設備の導入 ・ 試作品の開発費 ・ 既存製品の改良費 等	1/2	4,000千円

(2) 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、推進会議会長が必要かつ適当と認めるものとします。

①	機械装置費
②	材料・消耗品費
③	外注・委託費
④	旅費
⑤	人件費
⑥	外部講師受入費
⑦	その他経費

・各経費の詳細は、電動化参入支援製品開発支援事業補助金交付要綱別表1を参照ください。

※以下については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

- ・補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約等、または事業期間終了後に納品、検収、支払い等を実施したものに係る経費
- ・機械装置等の設置・保管場所の家賃、使用料、保管料、固定資産税
- ・機械装置等を設置、製作、作動させるため社員の人件費、光熱費、通信費
- ・消費税、収入印紙代、特許印紙代、銀行振込手数料、代金引換手数料
- ・機械装置等の補修管理費、各種保険料
- ・汎用性があり、目的外使用になり得る備品、設備（事務用のパソコン、プリンタ、タブレット、デジタル複合機等）の購入費に要する経費
- ・補助対象経費総額の50%を超える人件費。
- ・上記のほか、推進会議会長が公的資金の用途として不適切と認める経費

(3) 採択予定件数

採択予定10件程度、うち大企業（中小企業以外）の交付上限件数5件程度

4 事業の流れ

電動化参入支援製品開発補助金

	推進会議	申請者(企業)
4月 5月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公募期間</div> ・審査 ・採択通知	・計画書提出 ・プレゼンテーション ・交付申請
6月	・交付決定	
7月		事業実施期間
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	・額の確定 ・支払い	・実績報告 ・請求

必要に応じて経理検査

必要に応じて概算払い
請求・支払い

5 募集期間

令和6年3月14日(金)～令和6年4月30日(火)午後5時まで

※補助金交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。

6 提出書類

以下の(a)～(c)をメールで提出してください。

(a) 電動化参入支援製品開発補助金事業計画書(交付要綱様式第1号)

(b) (a)の別添資料

(c) その他添付書類

※事業計画書とは別にプレゼンテーションの準備をお願いします。

※提出書類は採択審査以外の目的には使用せず、応募内容に関する秘密は厳守します。

※提出書類は返却しません。

7 審査

提出書類とプレゼンテーションの内容を踏まえ、推進会議に設置した審査委員会において随時審査し、採択、不採択の結果を申請者にお知らせします

※補助金交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。

8 補助金の支払い

補助金の支払いは原則、交付すべき額が確定した後の精算払いとなります。ただし必要と認められる場合に限り、補助金の一部を概算払いにすることができます。

9 成果の帰属

補助事業によって得られた産業財産権等の開発成果は補助を受けた企業・団体等に帰属します。

10 他の研究開発事業との不合理な重複

競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うため、地方公共団体や国等が行う研究開発事業と重複して実施することはできません。

11 問い合わせ及び提案書類の提出先

本事業についての問合せ及び提案書の提出先は、次のとおりです。

北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進会議事務局

(福岡県商工部自動車・水素産業振興課先進モビリティ班)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

Tel : 092-643-3447 Fax : 092-643-3847

Mail : jisui@pref.fukuoka.lg.jp